

データ整理事務労働者派遣業務仕様書

第1 目的

この仕様書は、公立大学法人福島県立医科大学甲状腺検査室における労働者派遣業務について必要な事項を定めたものであり、派遣元事業者（以下、「乙」という。）は、契約書に定めるもののほか、この仕様書に定めるところにより派遣労働者を派遣するものとする。

なお、本仕様書に記載の数量は概算であり、公立大学法人福島県立医科大学（以下「甲」という。）の都合により増減することがある。

第2 業務の実施場所

業務の実施場所は下記のとおりとする。また、やむを得ない場合は、甲状腺検査室職員の随伴のもとに別の執務室や会議室において勤務する場合がある。

- 1 配置先
甲状腺検査室
- 2 勤務場所
公立大学法人福島県立医科大学（事務局甲状腺検査室）
- 3 所在地
福島県福島市光が丘1番地

第3 労働者派遣契約の履行期間等

- 1 契約期間
契約日から令和9年3月31日まで
- 2 派遣期間
令和8年6月1日から令和9年3月31日まで
- 3 派遣期間制限抵触日
令和11年6月1日
- 4 契約単価
派遣労働者1人1時間あたりの派遣料金について、単価により契約を締結するものとする。ただし、契約時間（1日に7時間）を超える時間外労働及び休日労働に関しては、契約単価に割増分を加算するものとし、加算額については、労働基準法に規定された賃金の割増率に準じるものとする。

第4 派遣人数及び業務従事予定時間数

- 1 派遣人数
派遣人数は10名とする。なお、派遣労働者は、原則として上記第3の2の派遣期間中、同一の派遣労働者を継続して配置することを想定している。また、上記履行期間において派遣人数・派遣開始日等に変更が生じる場合は、甲乙協議の上決定するものとする。
- 2 人員体制
上記1に示した10名のうち、1名を業務遂行上の連絡調整及び作業の進捗管理を行う作業管理者として、9名のスタッフのうち1名を作業管理者を補助する者として配置するものとする。なお、本業務における派遣労働者に対する指揮命令は甲状腺検査室が行うものとし、作業管理者はこれを代行する立場にないものとする。
- 3 業務従事予定時間数
派遣者10名×7時間×202日＝14,140時間とする。

第5 勤務日時

1 勤務日

毎週月曜日から金曜日までの週5日勤務とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）の日を除く。

2 勤務時間

9時から17時まで

3 休憩時間

午後0時から午後1時までの1時間

4 その他

(1) 時間外労働

甲は、乙と派遣労働者との間の労働契約に定める範囲内において、時間外労働を命じることができる。なお、契約書に掲げる派遣料金の算出及び支払の対象となるのは、甲が命じた時間外労働に限る。

(2) 就業の報告

派遣労働者は、毎勤務終了後、勤務記録書により指揮命令者から就業時間の承認を受けるものとする。

(3) 欠勤の報告

派遣労働者は、上記1及び2に掲げる勤務日及び勤務時間に勤務しない時間が生じる場合には書面で甲へ報告するものとする。

第6 業務の内容等

1 業務に利用するシステム等

(1) 甲状腺業務システム(TAK システム)

(2) PDF 管理システム

(3) Microsoft Office Word

(4) Microsoft Office Excel

(5) desknet's NEO

(6) Google Chrome もしくは Microsoft Edge

((1) (2) は、業務上使用する公立大学法人福島県立医科大学独自のシステムである。)

2 業務内容及び業務量

(1) 業務内容

甲状腺業務システム登録データと原本記載内容の照合を下記により行うものである。

記

1) 甲状腺業務システムに登録された内容とPDF管理システム上のデータの内容を照合、確認

2) 照合、確認結果の記録及びデータの修正

3) PDF管理システムデータの印刷

4) 関係書類の整理

(2) 業務量

約73万人×24項目=約1,750万件

第7 派遣労働者の条件

派遣労働者は、次の条件をすべて満たさなければならない。

1 日本語による業務遂行に支障がない者であること。

2 福島県立医科大学の施設内に勤務し、業務の一端を担う立場としての必要なマナー、接遇等の知識・能力を身につけている者であること。

3 ワープロソフト (Microsoft Word) 及び表計算ソフト (Microsoft Excel) におけ

- る、文書作成・データ入力や電子メール送受信等の基本操作ができる者であること。
- 4 原則として、勤務日1日当たり7時間かつ派遣期間中継続して就業できる者であること。
 - 5 原則として6か月以上一般事務に従事した経験がある者とし、そのうち、第4の2の作業管理者については、一般事務に2年以上従事した経験を有し、指導的役割を担うことができる者又は甲が同等と認める者であること。
 - 6 機密保持義務及び個人情報保護義務に関して遵守できる者であること。
 - 7 甲は乙に対し、派遣労働者が上記1から6までの要件を満たすことに関し、その根拠について照会することができるものとし、乙はこれに対して回答するものとする。

第8 派遣労働者の責任の程度

役職を有さない（部下なし）。

第9 派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別

協定対象派遣労働者に限定する。

第10 派遣労働者を無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定するか否かの別

無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない。

第11 各種制度

業務の履行に当たっては、公立大学法人福島県立医科大学の規程等に基づいて実施するものとする。なお、その他業務遂行上準拠すべき規程がある場合には別途指示する。

第12 勤務記録に関する報告

- 1 派遣労働者から甲への報告
派遣労働者は、毎勤務日の勤務記録書を作成し、毎勤務終了後にその内容について、指揮命令者の確認を受ける。
- 2 乙から甲への報告
乙は、毎月の派遣業務が終了するごとに、速やかに派遣労働者の勤務時間及び時間外勤務時間を報告しなければならない。

第13 派遣労働者の業務処理体制

- 1 乙は、業務の継続的かつ円滑な履行に支障を来たさないよう、必要な人員を配置しなければならない。
- 2 乙は、原則として、勤務日1日当たり7時間かつ派遣期間中継続して勤務できる派遣労働者を確保すること。
- 3 派遣労働者が休暇等により業務に従事できない場合や、甲から要請がある場合には、乙が責任をもって代替人員の派遣を行うこと。ただし、事務の継続性及び効率性を確保する観点から、甲は代替人員の派遣を求めないことがある。なお、この代替人員の確保にかかる費用は乙が負担するものとする。
- 4 次の事項に該当する派遣労働者を確認した場合は、甲は指揮監督に基づく指導の他、必要な指導を乙に対し依頼するものとし、乙は、これに基づき必要な対応をとるものとする。その結果改善傾向が見られない場合は、甲は当該派遣労働者の交替を請求することができる。なお、この交替に係る費用は、乙が負担するものとする。
 - (1) 派遣労働者の知識・技術・能力等が、著しく低く、派遣契約に定める業務の遂行が不十分なとき。
 - (2) 派遣労働者の理解力、対応等が不十分な場合又は他の労働者との協調性に欠ける場合であって、派遣業務の適正な遂行に支障のあるとき。

- (3) 派遣労働者が、正当な理由なくしばしば欠務する等業務の遂行に支障を生ずるとき。
- (4) その他上記に準ずる業務遂行上の支障があるとき。
- 5 乙は、派遣労働者を交替させる場合には、その旨を原則1ヶ月前までに甲に通知するとともに、後任の派遣労働者に対して必要な事務引継を行い、以後の業務に支障がないように措置を講ずること。
- 6 乙は、派遣労働者の雇用者又は使用者として、労働関係法令上の一切の責任を負い、労務管理を行うこと。

第14 管理責任者等の設置

- 1 甲及び乙は、契約締結後、次のとおりそれぞれ責任者を決定し通知するものとする。
 - (1) 派遣元事業者責任者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第36条に規定する者
協議のうえ決定する。
 - (2) 派遣先責任者（労働者派遣法第41条に規定する者）
公立大学法人福島県立医科大学甲状腺検査室長
 - (3) 指揮命令者
公立大学法人福島県立医科大学甲状腺検査室内の管理職及び担当
- 2 上記1の(1)から(3)までに定める者を変更するときは、「責任者等変更届（任意様式）」を提出する。
- 3 責任者等は、派遣労働者の勤怠管理、勤務時間の指示等を行うこと。
- 4 責任者等は、本業務に係る定例会議を毎月開催するものとする。ただし、責任者等がともに開催の必要がないと認めた場合は、開催しないことができるものとする。

第15 パソコンの利用環境

- 1 パソコンの利用環境は、基本的に下表のとおりとする。なお、業務に応じて、下表に掲げるもの以外に、業務に利用するシステムのユーザID等を別に付与する場合があります。

提供する環境	利用状況等
健管システムユーザID	甲が指定するIDを付与する
ファイルサーバ上の共有フォルダ	甲が指定するフォルダの使用を認める
desknet's NEO	代表者1人に1つのID及びメールアドレスを付与する

- 2 派遣労働者は、健管システムユーザID等について適切に管理しなければならない。
- 3 派遣労働者は、指示があった際は、本業務を履行するために使用する学術情報用パソコンに対するコンピューターウイルスチェック及びアップデートを実施するものとする。

第16 通勤等に関する費用負担

下表のとおりとし、記載のないものについては別途協議のうえ決定するものとする。

項目	派遣元事業者【乙】	福島県立医科大学【甲】	備考
通勤手当	○		
社会保険料	○		
労働保険料	○		
研修	○	○	乙においては、一般的な研修を実施し、甲においては、業務上必要な実務のための研

			修を実施する。
健康診断	○		

第17 社会・労働保険加入の通知

乙は、派遣労働者の社会保険・労働保険の加入状況を、甲へ通知するものとする。

第18 派遣労働者に対する研修等

- 乙は、事前に派遣労働者に対して、指揮命令に従い勤務等の諸規則に違反しないよう周知するとともに、官公庁において勤務するために必要な基礎知識、機密保持及び個人情報保護に関する遵守事項等について、派遣前に乙の責任において教育・指導を行うこと。
- 甲は、派遣労働者に対し、派遣業務の内容や必要な服務規程等について、指導を行うこと。
- 派遣期間中においても、必要な教育やフォローを実施する体制を整えること。

第19 機器及び物品等

- 乙は、業務の履行に当たり、下表に示す甲が管理する機器及び物品等（以下「機器等」という。）を使用することができる。乙が機器等の使用に要した光熱水費等の費用は、原則として甲が負担する。ただし、乙の故意又は過失により機器等を滅失又は毀損した場合は、購入又は修理等に必要な費用を請求するものとする。（当該滅失又は毀損の原因が、甲の責任に帰すべき事由にあると認められる場合を除く。）

品名	数量
事務用テーブル	10人分のスペース
事務用椅子	10脚
更衣ロッカー	10人分
健管システム用パソコン	10台
学術情報システム用パソコン	1台
電話機	1台
コピー機（プリンタ・FAX機能付き） ※甲と共用で使用する。	1台

- 上記1以外に、乙が甲の管理する機器等を使用する場合は、事前に協議のうえ決定する。
- 上記1以外に、乙が独自に機器等を持ち込む場合は、事前に協議のうえ決定する。
- 業務上必要な消耗品については、甲からの現物支給とし、契約終了日に支給されているものについては、甲へ返還するものとする。また、甲から支給される消耗品の使用にあたっては、節約に努めること。なお、甲から支給されるもの以外に必要な消耗品がある場合は、乙が準備すること。

第20 業務改善

- 乙は、本仕様書に基づき、業務の進捗管理及び品質管理を適切に行わなければならない。
- 乙は、甲に業務改善を求められた場合は、真摯に対応しなければならない。
- 乙は、甲と協働して、本業務を円滑かつ効率的に実施するため、業務の改善提案を適宜行うものとする。

第21 安全及び衛生

- 甲は、作業上の安全・衛生に細心の注意を払うものとする。

- 2 パソコン等を連続して操作する時間は1時間までとし、1時間連続して操作した時には、次の連続作業までの間に10分の作業休止時間を設けるものとする。
- 3 乙は、甲との連絡調整及び派遣労働者のメンタルサポート等を目的とした担当者を設け、派遣労働者に対して月1回以上面接を行うものとする。
- 4 乙は、派遣労働者の作業上の安全・衛生に関し、甲に協力するものとする。

第22 遵守事項

1 一般事項

- (1) 乙及び派遣労働者は、労働者派遣法、労働基準法その他必要な法令及び公立大学法人福島県立医科大学の規程等を遵守する。
- (2) 乙及び派遣労働者は、公立大学法人福島県立医科大学の信用を失墜させる行為をしてはならない。
- (3) 派遣労働者は、就業時間中、派遣業務の遂行に専念する。
- (4) 派遣労働者は、業務を行う事務スペース等を常に整理整頓し、清潔な状態に保たなければならない。
- (5) 乙は、派遣労働者の風紀及び規律の維持に責任を負い、職場秩序を保たなければならない。
- (6) 派遣労働者は、業務の履行場所及び本学の施設内においては、身分を証する名札等を常に着用するものとする。
- (7) 派遣労働者は、甲のパソコン等の機器、机、椅子等の備品等を善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

2 機密保持及び個人情報に関する取扱い

- (1) 福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福島県条例第69号。）に基づき、本件業務を通じて取り扱う個人情報の保護に関し、次の義務を負うことに留意すること。
 - ア 附則第3条第1項に基づき、派遣労働者等又は派遣されていた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務を負うこと
 - イ 派遣労働者等又は派遣されていた者は、附則第3条第6項及び第7項の罰則の対象となること
- (2) 乙及び派遣労働者は、甲の許可なく、パソコン又は電子記録媒体等を就業場所へ持ち込んで서는ならない。
- (3) 乙及び派遣労働者は、甲から提供された資料等（電子データを含む）について、次のとおり取り扱う。
 - ・甲の許可なく、資料等を複写、複製又は撮影をしない。
 - ・甲の許可なく、資料等を業務の実施場所から持ち出さない。
 - ・資料等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じる。

第23 その他

解決すべき問題が生じた場合には、福島県内の本社や支店等に常駐する者が、問題が生じた日の翌日までに対応する。

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合については、別途協議のうえ決定するものとする。